

## 入札保証金説明書

### 1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積る契約金額の100分の5以上の金額とする。

※入札保証金の額が足りない場合、その入札は無効となります。

※見積る契約金額とは、消費税を含む金額になります。

### 2 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1) 入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和8年7月10日（金）午後5時までに沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課（以下「薬務生活衛生課」という。）に提出した場合。
- (2) 過去2年間の間に沖縄県又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2以上締結した実績を有し、これらすべての履行証明書を令和8年7月10日（金）午後5時までに薬務生活衛生課に提出した場合。

### 3 入札保証金の納付方法

入札保証金は次の方法で納付すること（入札保証金の納付は現金のみになります。）。

- (1) 債務者登録書（様式第6号）及び入札保証金納付書発行依頼書（様式第7号）に必要事項を記入し、令和8年7月10日（金）午後5時までに薬務生活衛生課に提出する。
- (2) 薬務生活衛生課が発行する納付書を受け取り、当該納付書に記載されている納付場所（金融機関）で入札保証金を納付する。
- (3) 入札保証金を納付した金融機関が発行する領収書の写しを令和8年7月14日（火）午後5時までに薬務生活衛生課に提出する。

### 4 入札保証金の還付

#### (1) 落札しなかった場合

入札保証金還付請求書（様式第8号）を薬務生活衛生課に提出していただいた後、同請求書に記載されている口座に入札保証金として納付された金額を振り込む（還付する）。

#### (2) 落札した場合

入札保証金は、納付すべき契約保証金に充当する。

契約保証金に充当しない場合、契約保証金の納付を確認後、上記4(1)の手続きにより、入札保証金として納付された金額を還付する。